

意見案第8号

TPPに関し丁寧な説明と慎重な審議を求める意見書

政府が「成長戦略の切り札」と位置づけるTPPでは、参加国との合意受け入れ後、「農政新時代」と銘打った「総合的なTPP関連政策大綱」を示し、国会承認を経て国内手続を完了させる姿勢を示している。

農産物の市場アクセス分野では、重要5品目の聖域を確保するとして国会決議が守られるとともに、国民の食料自給を確保することや、災害に強い農業・農村の多面的機能を維持することは、競争原理とは別の持続可能な農業生産と農村社会の維持によって達成されるものでなければならない。

よって、国においては、農業者が将来の食料生産・確保に安心して臨めるよう、次の事項について十分配慮するよう強く要望する。

記

- 1 TPP協定における市場アクセスについては、重要5品目の聖域を確保するとして国会決議が守られるとともに、丁寧な説明と慎重かつ十分な審議を行うこと。
- 2 食料自給率向上と農業・農村の多面的機能の発揮を図り、持続可能な農業生産と農村社会の維持を担う家族農業などを守り育てる基本政策を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣

} 各通

北海道議会議長 遠藤 連